**子育てサロン実施要綱**

**１．目　　的**

　　　地域や家庭における子育ての不安や悩みを持つ親が気軽に集まって情報交換や交流の場として活動を推進する。

**２．事業内容**

　　　地域住民が主体となって、子育てサロン活動を実施した場合、運営費を助成する。

**【１】助成対象となる活動**

①　定期的に月１回以上実施

②　参加人数は、地域の子育て中の親子５組以上

**【２】助成額**

**上限：４５，０００円**

**内訳：３，０００円（定額）＋１，７５０円×実施回数（1ヶ月2回まで）**

ただし、特別な事情があり１ヶ月の実施回数が2回を下回る場合は、未実施

分を翌月又は前月分に振り替えすることが出来る。

**【３】助成対象経費**

①会場借上料

　　　　　②ボランティア保険料（行事用保険、スポーツ保険）

　　　　　③講師謝礼

　　　　　④その他（サロン運営に関わる経費）

**【４】助成金支払**

①申請書提出後、申請書に基づき助成金を支払う。

　　　　　②年度終了後の報告書に基づいた助成金確定額が申請額に満たなかった

場合は、該当サロンは差額を秋葉区社会福祉協議会へ返金する。

**３．申請・報告方法**

　　　実施団体またはグループの代表者は、別紙により申請し、事業終了後に報告書を秋葉区社会福祉協議会に提出する。

**４．付　　則**

この要綱は平成２６年４月１日より実施する。

　　　この要綱は平成２７年４月１日より実施する。